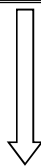


## STEP 1. 事前協議日の予約



申請前に事前協議（対面）が必要です。  
都市政策課へ事前協議日を予約をしてください（TEL：072-870-0483）

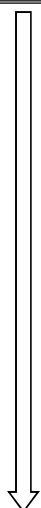
## STEP 2. 事前協議申込書の提出



事前協議日の予約が決まりましたら、下記2点を都市政策課にメール（juto@city.daito.lg.jp）またはFAX（072-871-7926）で送付して下さい。

- ・都市計画明示等（用途地域）に関する事前協議申込書（様式1）
- ・位置図

## STEP 3. 『基準線』根拠資料の取得と把握



大東市から申請者へ、事前協議申込書を確認後に、『基準線』をお伝えします。  
『基準線』とは...  
用途地域界を決めるうえでの基準となる区域線のこと  
例：用途地域界が都市計画道路から25mの場合は、都市計画道路の計画道路区域線が『基準線』となります。  
用途地域界が市道から25mの場合は、市道の道路区域線が『基準線』となります。  
用途地域界が府道から25mの場合は、府道の道路区域線が『基準線』となります。

**【取得していただく資料と把握していただく事項】**

- 都市計画道路：大東市 都市政策課 → 都市計画道路図の取得と都市計画道路の計画道路区域線の把握
- 市道：大東市 道路課 → 道路区域白地図の取得と市道の道路区域線の把握  
※大東市 道路課は、道路幅員の記載がある道路台帳は取得できないため、道路区域白地図を取得してください。  
その後、市のHPから道路台帳を出力し、道路区域を把握してください。
- 府道：枚方土木事務所 管理課 → 道路台帳の取得と府道の道路区域線の把握  
※枚方土木事務所は 道路幅員の記載がある道路台帳が取得できるため、道路台帳を取得してください。
- その他の場合は、都市政策課より案内いたします。

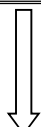
## STEP 4. 事前協議



※図面について確認する場合がありますので、図面作成者等の内容がわかる方の出席をお願いいたします。  
※府道の場合は、事前協議前に府道の道路台帳があれば、事前協議がスムーズに行えます。

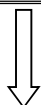
【持参資料】「STEP 3.」で取得した『基準線』根拠資料を持参してください。  
事前協議当日は、基準線根拠資料を見ながら、実測平面図の作成方法と基準線根拠図面の作成方法を説明いたします。

## STEP 5-1. 実測平面図の作成



事前協議後に、基準線の根拠資料を基に、実測平面図の作成と基準線根拠資料の作成を行ってください。  
・実測平面図 → 実測平面図の作成例とチェックリストを参照

## STEP 5-2. 広域用途境界図の作成 ※計画地と基準線が接していない場合は、このSTEP5-2.が必須となります。



事前協議の際に、市より指示があれば、広域用途境界図の作成を行ってください。  
・広域用途境界図 → 広域用途境界図の作成例とチェックリストを参照

## STEP 6. 申請

1週間程度

申請には、下記資料を提出して下さい。正・副本の2部ご準備が必要です。

正 本	副 本
<input type="checkbox"/> 都市計画明示等（用途地域）申請書	<input type="checkbox"/> 都市計画明示等（用途地域）申請書
<input type="checkbox"/> 基準線の根拠資料 （ <input type="checkbox"/> 広域用途地域境界図）	<input type="checkbox"/> 基準線の根拠資料 （ <input type="checkbox"/> 広域用途地域境界図）
<input type="checkbox"/> 実測平面図（境界線記載なし）	<input type="checkbox"/> 実測平面図（境界線記載なし）
<input type="checkbox"/> 実測平面図（境界線記載あり）	<input type="checkbox"/> 実測平面図（境界線記載あり）
<input type="checkbox"/> 位置図	<input type="checkbox"/> 位置図
<input type="checkbox"/> 委任状	<input type="checkbox"/> 委任状

申請受付時に提出資料を確認します。  
申請書類や図面等に不備がある場合は再提出または図面の再作成をお願いいたします。

## STEP 7. 交付

申請後、1週間程度で交付します。  
交付手数料について、交付の際に600円/筆を窓口でお支払い下さい。